

## 秋田県動物愛護団体活動支援事業審査委員会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、秋田県動物愛護団体活動支援補助金交付要領第7条の規定に基づき設置する秋田県動物愛護団体活動支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関して、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会の所掌事務は、動物愛護団体活動支援事業の補助対象団体の審査選考を行うものとする。

### (組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 生活環境部生活衛生課長
- (2) 生活環境部県民生活課長
- (3) 人口戦略部人口戦略課長
- (4) 動物愛護センター所長

3 委員の任期は最長1年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会の委員長は、生活環境部生活衛生課長とする。委員長は、審査委員会を代表し、会務を統括する。

5 審査委員会の事務局は、生活環境部生活衛生課に置く。

### (開催方法等)

第4条 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、全委員が出席しなければ成立しない。

3 委員長は、審査のために必要と認めるときは、委員以外の者で専門的知識を有するものに出席を求め、または事前に文書で、説明又は意見を徴することができる。

4 審査委員会は非公開とし、審査委員会の出席者は議事の内容を他に漏らしてはならない。

5 委員は、審査委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

### (審査方法等)

第5条 審査委員会は、第2条に定める所掌事務について、別に定める審査要領に基づき、審査を行わなければならない。

### 附 則

この要領は、令和8年4月24日から施行する。